

令和4年9月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年9月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

鳥越 文生 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局 おはようございます。9月の総会の開催に当たりまして、報告いたします。
本日は、現委員数24名中23名の御出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 皆さん、おはようございます。それでは9月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から3ページ、10番までの10件です。
4ページをお願いいたします。
西部地域、11番から14番までの4件です。
なお、1ページの審議番号1番及び3ページの審議番号10番につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号において、教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設のように供すると認められる場合は許可の例外として、農地所有適格法人でなくても農地を取得することができるかとされています。
審議番号1番につきましては、*****が農作業を通じて施設利用者の自立機能を促進することを目的として取得するものです。
審議番号10番につきましては、*****が農作業を通じて運営する幼稚園の園児の心身の健やかな育成を目的として取得するものです。
また、4ページの審議番号13番につきましては、令和2年5月の総会にて空き家に付属する農地としての指定を受けており、農地法施行規則第17条第2項において、下限面積が1.83アール、183㎡まで引き下げられているため、権利取得後に下限面積を満たすものとなっております。
以上、審議番号1番から14番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

- 議 長** 事務局からの説明が終わりました。
- 本議案の審議番号1番、10番及び13番は、新規就農者の取得案件となりますが、聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。
- それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 委 員** 審議番号10番の***町の幼稚園ということだったんですけど、面積が約7反、稼働人員は2名。もちろん子供たちがいろんなことを、幼稚園児が作業をするかと思いますが、それはほんの僅かなことであって、この7反の面積というのが正直言って、大丈夫かなと感じましたので質問させていただきました。
- 事 務 局** 面積7反ですけれども、お配りしている資料にも記載させていただいておりますとおり、キウイと柿という果樹の栽培になっていまして、農作業は主に理事長さんとその従業員さんで行い、作業日数、作業量的には管理できるものというところで確認を取っています。
- 委 員** 農家創設ということで記入されているんですけども、新規就農ですよ。いわゆるちょっと手がかかるかどうかを聞いているんですけども。
- 事 務 局** 当日、ヒアリングを、農業委員さん、推進委員さんとさせていただきました。委員が、今ご指摘のことについては、私ども事前に十分に審査をいたしまして、相談から2か月以上を要してしております。
- 細かい聞き取りをした中では、今、キウイはそのままあるんですけど、柿のほうが一採した後に新たに植樹をするということで、当面の間はまだまだ作業量が増えないと。将来的には、柿が定植の後育ったときには、学校で雇っている従業員さんを増員すると。その条件の中に、元の所有者さんが近隣に御在住でございますので、独り立ちできるまでという形でフォローアップを約束させていただいております。
- 生産販売というよりも園児さんの給食に使うことをメインにしながら、収穫体験、それでも余ったぶんについては、園内・グループ内で販売を行うということです。
- 当初、私どもはこれ購入ではなくて、利用権設定を提案しましたがけれども、宅地とかが隣接されておりまして、その家とか倉庫を十分に利活用しながらということで

す。園長さん、担当の方、役員さんも来られて何度もヒアリングを行い、計画の訂正等もかなり時間等入れておりますので、そこは十分に担当の農業委員さん、推進委員さん、元の所有者さん、私、十分に協議した上で審査を行いまして可としております。以上でございます。

委 員 分かりました。子供たちに食育を兼ねて、そういう農業に接するというのをぜひ勧めていってほしいと思いますので、無理のないところで頑張ってください。
以上です。

議 長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、北野町中、819㎡の内588㎡、申請理由、申請地を露天駐車場として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている
ということで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審
議番号1番、2番、3番及び4番のいずれも次の4号議案、農地法第5条の規定に
よる許可申請についてと関連がある案件でございますので、一括して議題といたし
ます。
また、第4号議案、審議番号3番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議
事参与の制限に該当いたします。よって、4号議案では、審議番号3番とそれ以外
に分けて審議をいたします。
最初は、4号議案、審議番号3番を審議いたします。
議席番号***番、****委員の退席を求めます。
それでは、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いいたします。
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が
提出されたので付議いたします。
9ページをお願いいたします。
東部地域、3番、1件です。
3番、申請地、****、2筆で214㎡、申請理由、申請地を取得して、貸露天
駐車場及び貸露天資材置場として利用するものです。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている
ということで割愛をさせていただきます。
ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第4号議案、審議番号3番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案、審議番号3番は可決されま
した。
審議番号3番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、**
***委員の出席を求めます。
***委員に報告をいたします。審議番号3番は可決されました。
続きまして、第3号議案と第4号議案のうち、審議番号3番を除く議案を一括して
議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
第3号議案、農地転用計画変更承認申請について。農地転用計画変更承認申請書が
提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、田主丸町田主丸、田、96㎡、申請理由、転用事業者及び転用目的、
転用面積を変更するものです。
変更内容、転用事業者が、****、****から*****へ、転用目的が、車
庫から共同住宅（1棟9戸）へ、転用面積が、96㎡から419㎡へ移行するものです。
こちらは、昭和58年6月30日付で5条許可がなされたものです。第4号議案、審議
番号4番と関連案件となっております。

2番、申請地、北野町今山、田、123㎡、申請理由、転用事業者及び転用目的、転用面積を変更するものです。

変更内容、転用事業者が、****から****へ、転用目的が、住宅から敷地拡張自己用住宅へ、転用面積が、243㎡から123㎡へ変更するものです。

なお、転用面積が減っているのは、農地の一部が県道の用地として分筆、収用されたためであり、残った分が今回の対象の農地となっているためです。こちらは、昭和57年7月30日付にて5条許可がなされたものです。第4号議案、審議番号7番と関連案件となっております。

7ページをお願いいたします。

西部地域、3番、4番の2件です。

3番、申請地、津福本町、田、1,121㎡、申請理由、転用事業者及び転用目的、転用面積を変更するものです。

変更内容、転用事業者が、****から****へ、転用目的が、太陽光発電設備から特定建築条件付売買予定地14区画へ、転用面積が、1,121㎡から3,200㎡へ変更するものです。こちらは、平成26年6月30日付にて4条許可がなされたものです。第4号議案、審議番号11番と関連案件となっております。

4番、申請地、三潞町西牟田、田、畑、3筆、計1,166㎡、申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。

変更内容、転用事業者が、*****から*****へ、転用目的が、建売住宅5戸から共同住宅（3棟20戸）へ変更するものです。こちらは、令和元年12月17日付にて5条許可がなされたものです。第4号議案、審議番号14番と関連案件となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から9ページ、3番を除く、10ページ7番までの6件です。

1番、申請地、善導寺町与田、畑、719㎡、申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（4区画）及び宅地分譲（5区画）として利用するものです。

2番、申請地、善導寺町与田、畑、235㎡、申請理由、申請地を取得して、薪乾燥庫及び作業所として利用するものです。

9ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町田主丸、田、2筆、計419㎡、申請理由、申請地を取得し

て、共同住宅（1棟9戸）を建築するものです。第3号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

10ページをお願いいたします。

5番、申請地、田主丸町殖木、田、3筆、計612㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。第4号議案、審議番号6番と関連案件となっております。

6番、申請地、田主丸町殖木、田、371㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。第4号議案、審議番号5番と関連案件となっております。

7番、申請地、北野町今山、田、123㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅の敷地を拡張するものです。第3号議案の審議番号2番と関連案件となっております。

続きまして、西部地域、8番から12ページ、14番までの7件です。

8番、申請地、荒木町荒木、畑、383㎡、申請理由、申請地を取得して、露天資材置場の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とするものとして、許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いいたします。

9番、申請地、荒木町白口、田、225㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、大善寺町夜明、田、273㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

11番、申請地、津福本町、田、8筆、計3,200㎡、申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（14区画）として利用するものです。第3号議案、審議番号3番と関連案件となっております。

12ページをお願いいたします。

12番、申請地、三潞町草場、畑、245㎡、申請理由、申請地を借り受けて、障害児通所支援施設を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業に供するものとして、許可の例外規定を適用しております。

13番、申請地、三潞町高三潞、畑、22㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

14番、申請地、三潞町西牟田、田、畑、3筆、計1,166㎡、申請理由、申請地を取得して、共同住宅（3棟20戸）を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興を資する施設に供するものとして、許可の例外規定を適用しており

ます。第3号議案、審議番号4番と関連案件となっております。

審議案件は、以上でとなります。

なお、11ページの審議番号11番及び12ページの審議番号14番の案件につきましては、
県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

- 議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている
ということで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

- 議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案のうち、審議番号3番を除
く議案に分けて採決いたします。
それでは、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

- 議 長 全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案、審議番号3番を除く議案について、賛成の方は挙手をお
願いいたします。

全 員 挙 手

- 議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案のうち、審議番号3番を除く
議案は可決されました。
なお、審議番号11番及び14番は、許可相当として県農業会議へと意見聴取いたしま
す。
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 13ページをお願いいたします。
第5号議案、非農地証明について。非農地証明願が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、大橋町合楽、畑、173㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは20になります。以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。
第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番から4番までの4件です。
1番、申請人、長門石町、*****、経営面積、5万6,003㎡、農地利用集積計画に従い利用すると認められます。
2番、申請人、東合川9丁目、*****、経営面積、14万1,305㎡、農地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3番、申請人、藤山町、*****、経営面積、3万3,017.06㎡、農地利用集積計画に従い利用すると認められます。

4番、申請人、宮ノ陣町大杜、*****、経営面積、2万6,897.02㎡、農地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決をされました。続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

第7号議案のうち、1、所有権移転、審議番号13番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、7号議案は、1、所有権移転、審議番号13番とそれ以外に分けて審議いたします。

議席番号**番、*****委員の退席を求めます。

それでは、1、所有権移転、審議番号13番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転、13番の1件です。

20ページをお願いいたします。

13番、所在地、*****、畑、2筆、計2,130㎡、推進機構からの買入れとなり

ます。

以上、1、所有権移転、13番の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案のうち、1番、所有権移転、審議番号13番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案のうち、1、所有権移転、審議番号13番は可決されました。

1、所有権移転、審議番号13番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、****委員の出席を求めます。

**委員に報告をいたします。1、所有権移転、審議番号13番は可決されました。

続きまして、1、所有権移転、審議番号13番を除く第7号議案についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転、13番を除く15件。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、134件。

16ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から18ページの7番までの7件です。

1番、所在地、大橋町合楽、田、4筆、計7,940㎡、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業において、面積の基準の特例として権利を取得させるべき者が新規就農者である場合であるにより、申請人はその特例に該当していると判断しております。

2番、所在地、大橋町合楽、田、2,547㎡、推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、太郎原町、田、2筆、計4,171㎡、推進機構への売渡しとなります。17ページをお願いいたします。

4番、所在地、長門石町、田、4筆、計4,869㎡、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、藤山町、田、2筆、計3,504㎡、推進機構への売渡しとなります。

6番、所在地、宮ノ陣町大杜、宮ノ陣五郎丸及び宮ノ陣6丁目、田、畑、7筆、計8,476㎡、推進機構への売渡しとなります。

18ページをお願いいたします。

7番、所在地、宮ノ陣八丁島、田、4筆、計1万3,812㎡、推進機構への売渡しとなります。

第2区、8番から19ページの10番までの3件です。

8番、所在地、田主丸町竹野及び田主丸町中尾、田、畑、7筆、計2,794㎡、推進機構への売渡しとなります。

19ページをお願いいたします。

9番、所在地、田主丸町町牧、田、3筆、計5,161㎡、推進機構への売渡しとなります。

10番、所在地、田主丸町恵利、田、1,354㎡、推進機構からの買入れとなります。

第3区、11番から20ページの13番を除く15番までの4件です。

11番、所在地、北野町大城、田、2,011㎡、推進機構からの買入れとなります。

12番、所在地、北野町大城、畑、3筆、計3,180㎡、推進機構からの買入れとなります。

20ページをお願いいたします。

14番、所在地、北野町大城、畑、1,317㎡、推進機構からの買入れとなります。

15番、所在地、北野町上弓削、田、2筆、計2,910㎡、推進機構からの買入れとなります。

第4区、16番、1件です。

16番、所在地、城島町内野、田、3,124㎡、推進機構からの買入れとなります。

21ページをお願いいたします。

利用権設定（農地中間管理事業関係）。こちらは、右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数134件、筆数549筆、設定面積93万7,697.15㎡です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から13番を除く16番までの案件、2、利用権設定（農地中間管理事業関係）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。所有権移転、審議番号13番を除く第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、1、所有権移転、審議番号13番を除く第7号議案は可決されました。よって、7号議案については、久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による届出の受理の専決について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。よって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきまして、その処理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、4番、内田正隆委員、15番、田中弥生委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。